

東京医科歯科大学ベストティーチャー賞実施要項

平成 23 年 8 月 1 日
制 定

（目的）

第 1 条 この要項は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、本学の教員の意欲向上と大学教育の活性化を図ることを目的とする。

（名称）

第 2 条 前条の表彰の名称は、東京医科歯科大学ベストティーチャー賞（以下「ベストティーチャー賞」という。）とする。

2 ベストティーチャー賞の英語の名称は、TMDU Award for Excellence in Teaching とする。

（賞の授与）

第 3 条 ベストティーチャー賞は、表彰される年度当初において、本学の教員として在職し、前年度までの教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。

- (1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者
- (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者
- (3) その他ベストティーチャー賞にふさわしいと認められる者

（選考委員会）

第 4 条 学長は、毎年度、ベストティーチャー賞を授与するにふさわしい候補者（以下「候補者」という。）の選考を行うため、選考委員会を設置する。

（組織）

第 5 条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事
 - (2) 医学部長
 - (3) 歯学部長
 - (4) 大学院保健衛生学研究科長
 - (5) 大学院医歯学総合研究科副研究科長（生命理工医療科学専攻から選出された者）
 - (6) 教養部長
 - (7) その他委員長が指名する者
- 2 前項第 7 号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第 1 項第 7 号に掲げる委員の任期は、毎年度、被表彰者が決定されるまでとする。

（委員長）

第 6 条 選考委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第7条 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(候補者の推薦)

第9条 委員長は、毎年度、選考委員会各委員に対し、別紙様式1により候補者の推薦を求める。

2 委員が複数の候補者を推薦するときは、順位を付して推薦するものとする。

(候補者の選考)

第10条 選考委員会は、前条の推薦に基づき、書類審査、面接等により候補者を選考する。

2 委員長は、前項に基づき、候補者として選考された者を学長に推薦する。

(被表彰者の決定)

第11条 学長は、前条の推薦を受けて、被表彰者を決定する。

(表彰状等の授与)

第12条 被表彰者に対して、別紙様式第2による表彰状を授与する。

2 前項の表彰状のほか、被表彰者に対し、本学の楯を贈呈する。

(表彰取り消しの申出)

第13条 被表彰者は、その功績にふさわしい品位を保つことが困難となる事情が生じた場合には、表彰取り消しの申出をすることができる。この場合において、被表彰者は本学に対し、表彰状及び楯を返還するものとする。

(表彰取り消し)

第14条 学長は、被表彰者がその在職中又は退職後に国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第43条に定める懲戒の事由に該当する行為その他被表彰者としてふさわしくない行為を行ったと判断した場合には、選考委員会の意見を聴いて、表彰を取り消し、表彰状及び楯を返還させることができる。

(事務)

第15条 表彰に関する事務は、総務部総務秘書課において処理する。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、ベストティーチャー賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 25 日制定）

この要項は、平成 23 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 28 日制定）

この要項は平成 24 年 5 月 28 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 21 日制定）

（適用日）

- 1 この規則は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間、第 13 条中「総務秘書課」とあるのは、「総務企画課」と読み替えるものとする。

附 則（平成 28 年 10 月 13 日制定）

- 1 この要項は、平成 28 年 10 月 13 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 第 13 条及び第 14 条は、平成 28 年 10 月 1 日以降の被受賞者に適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 21 日制定）

この要項は、平成 30 年 6 月 21 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(別紙様式 1)

推 薦 書

東京医科歯科大学ベストティーチャー賞候補者として下記により推薦します。

年 月 日

推薦者 [所属・職名] _____

[氏 名] _____

候補者所属	
候補者職名	
候補者氏名	
選考基準の 該 当 条 項 (第5条)	☐ 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者 ☐ 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者 ☐ その他ベストティーチャー賞にふさわしいと認められる者
具体的理由	

- 注) 1. ワープロ等で記入し、本様式を使用するか、又は別紙様式 (A4 版) に本様式にならい作成してください。(ご記入後は、厳封願います。)
2. 次に掲げる書類を本様式に添付して下さい。
- (1) 履歴書 (2) 当該教育実践の内容がわかるシラバス等の写

第 号

表 彰 状

東京医科歯科大学ベストティーチャー賞

○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

あなたは本学の教育実践において顕著な成果をあげられました
よってその功績をたたえとともに今後より一層教育活動に精励される
ことを期待しこれを賞します

年 月 日

東京医科歯科大学長

○ ○ ○ ○